



《会計・税務の知識》

特定目的会社と税務

平成20年12月12日に、平成21年度与党税制改正大綱が決定され、平成21年度の税制の主な改正内容の原案が発表されました。その中で、特定目的会社の税務にまつわる重要な改正内容が含まれていましたので、特定目的会社の解説を交えてご紹介いたします。

1. 特定目的会社とは

特定目的会社は「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年6月15日法律第105号）（以下「流動化法」）に基づき設立される法人であり、資産の流動化を行うための器（Vehicle）として用いられています。特定目的会社は、原則として通常の内国法人と同様に全世界所得について法人課税の対象となりますが、不動産取得税及び登録免許税等の不動産流通税の軽減や一定の要件のもとに税務上の優遇措置である支払配当損金算入が認められているのが特徴です。特に一定の要件のもとに支払配当損金算入が認められることにより、配当を通じて投資家へのパススルー課税が図られます。以下その支払配当損金算入に関する問題点にふれていきます。

2. 現行法における税務とその問題点

特定目的会社における重要な税務上の優遇措置として、「支払配当損金算入制度」があります。特定目的会社のうち、一定の要件を満たす利益配当は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入するものとされています（措置法67の14）。

その一定の要件の中に、90%ルールがあり、以下の計算式により利益配当の支払額が配当可能所得の金額の90%超であることが求められています。

< 90%超配当要件 >

$$\frac{\text{利益配当の支払額（会計ベース）}}{\text{配当可能所得の金額（税務ベース）}} > 90\%$$

注）一定の調整が加味されます

上記の要件は、分子の利益配当の支払額は会計上の利益であるのに対し、分母の配当可能所得の金額は税務上の課税所得に一定の調整を加えて算出します。したがって、例えば会計上で減損損失を認識する場合など、会計上の利益と税務上の課税所得が異なるケースでは、上記の要件を満たすことができません。

仮に、一定の要件を満たせない場合には、特定目的会社及び投資法人が課税され、パススルー課税（構成員課税）が実現できない事態が発生してしまいます。

特定目的会社は、流動化法に基づき監査法人等の法定監査が要求されます。このため、監査前は90%ル

ルを満たしていたにもかかわらず、監査法人等の指摘等を加味して修正すると90%ルールを満たさないという事態も発生してしまいます。

3. 90%ルールの改正とその影響

平成20年12月12日に発表された平成21年度与党税制改正大綱において、不動産証券化関係の税制の見直しも織り込まれました。

特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の登録免許税の軽減措置の期限が1年間延長されたことに加え、支払配当損金算入制度の要件の見直しがなされたことが実務上は特に大きな影響があります。

「2. 現行法における税務とその問題点」でも述べましたが、90%ルールの分母と分子が、税務ベースと会計ベースと異なっているため、税務上の課税所得が会計上の利益よりも大きくなると、利益配当の支払額が一定の配当可能所得の金額の90%相当額を超えていることという要件が満たせなくなり、特定目的会社及び投資法人が課税され、パススルー課税（構成員課税）が実現できない事態が発生する可能性があります。

今回の税制改正大綱においては、「支払配当の額が配当可能所得の金額の90%相当額を超えていることとする要件を、支払配当の額が配当可能利益の額の90%相当額を超えていることとする。」と改正するとしています。これにより、90%ルールの分母と分子が会計ベースに統一されることになり、現状の90%ルールの分母と分子が税務ベースと会計ベースで異なることに起因する問題点は、解消されます。仮に監査法人等に指摘を受け、会計上の修正を加えたとしても、90%ルールの判定には影響を及ぼさなくなります。

4. その他の不動産証券化関連の改正点

その他の主な改正点としては、以下のような機関投資家の範囲の見直しがなされています。

機関投資家に沖縄振興開発金融公庫を加える。

「特定社債が機関投資家のみによって引き受けられたものであること」及び「特定目的借入れが機関投資家からのものであること」の要件を判定する場合に、原資産を不動産とする特定目的会社が発行する特定社債、特定目的借入れ等を証券化する特定目的会社を機関投資家として判定を行う。